

証 明 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、昭和62年11月30日から次のように変更があったことを証明する。

市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）

変更後	変更前
茨城県つくば市	茨城県筑波郡大穂町
	茨城県筑波郡豊里町
	茨城県筑波郡谷田部町
	茨城県新治郡桜村

令和 年 月 日

茨城県つくば市長

印

見本

証 明 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、昭和63年1月31日に次のように変更があったことを証明する。

市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）

変更後	変更前
茨城県つくば市	茨城県筑波郡筑波町

令和 年 月 日

茨城県つくば市長

印

証 明 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成14年11月1日に次のように変更があったことを証明する。

市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）

変更後	変更前
茨城県つくば市	茨城県稲敷郡茎崎町

令和 年 月 日

茨城県つくば市長

印